

# I 国の主張の要約

国は、大要、

## 【国の理由(1)】:

「本件においては、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みを維持することが投票価値の不平等という点で違憲の問題を生じさせることを初めて明示した平成24年大法廷判決の言渡しから9ヶ月余り後に本件選挙が施行されたものであるが、上記期間は、国民各自・各層に厳しい対立がある利害・意見を調整し、抜本的改革を内容とする立法的措置を講じる期間としては余りに短いというべきである。」

及び、

## 【国の理由(2)】:

「(i) (現に、参院で、)参議院議員の選挙制度改革の抜本的な改革に向けた協議が重ねられてきている……  
(ii) 今後は……議論が加速していくことが十分期待される状況にある。」

の2つを理由として、

「本件定数配分規定が憲法に違反して無効とは言えない」

と結論付ける。

# II 選挙人の反論

## 第1 上記【国の理由(1)】に対する反論:

1 平成24年最高裁大法廷判決が、その13頁で、

「当裁判所が平成21年大法廷判決においてこうした参議院議員の選挙制度の構造的な問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を指摘したのは本件選挙の約9か月前のことであり、」

と明確に記述しているにも拘らず、上記【国の理由(1)】は、平成24年最高裁大法廷判決の当該記述に、真つ向から逆らうものである。

2 平成22.5.14付「参議院改革協議会専門委員会(選挙制度)報告書は、

「平成25年の通常選挙に向け選挙制度の見直しを行うこととなった。(略)平成21年9月30日の最高裁大法廷判決は、前述のとおり、「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない」としている。

委員の間でも、選挙制度の仕組みの見直しの必要性については、共通の理解ができた。」

と明記する。

上記【国の理由(1)】は、当該明記と矛盾する。

3 平成21年最高裁大法廷判決日(平21/9/30)～本件投票日(平25/7/21)迄は、3年9ヶ月強である。

4 よって、上記【国の理由(1)】は、【平成24年大法廷判決に従わない暴論】である。

## 第2 上記【国の理由(2)】に対する反論(下記1～8のとおり):

1 【国会議員が、本件投票日(平25/7/21)より後の時点で、是正立法に向けて協議が重ねられているか否か】は、【『合理的期間』の末日が、本件投票日(平25/7/21)に徒過済であるか否かの論点】とは、無関係である。

なぜならば、【『合理的期間』の末日が、本件投票日で「徒過済」となっている事実】が、『国会議員の当該協議の積み重ね』に

よって、【『未徒過』の事実】に逆転することはあり得ないからである。

## 切り落とされた首は繋がらない。

2 平成24年12月の衆院小選挙区選挙選出議員又は平成25年7月の参院選挙区選挙選出議員は、実質的に見て、**違憲状態国会議員**(=【立法等の国政に関する資格のない無資格者】)である。

かかる**違憲状態国会議員**が、選挙制度改革のための立法裁量権を、**1京分の1秒の瞬時**であれ、有するわけがない。

いわんや、**違憲状態国会議員**(=【無資格者】)が、**3年9ヶ月強**(=平成21大法廷判決日(平21/9/30)～本件投票日(平25/7/21))の長さ【裁量期間】を有するわけがない。

3 (1) 今、日本は、**違憲状態国会議員**(=【無資格者】)が、毎日国家権力を行使している。

## 異常である。

(2) この【**国家レベルの異常事態**】を止め、**法の支配**を実現する国家権力を有している人は、**裁判官のみ**である。

(3) この【**国家レベルの異常事態**】の今、**憲法99条、81条、98条1項、76条3項は、裁判官に対し、厳しく、【国家レベルの緊張感】を持つよう、要求している。**

4 選挙人は、**主動的に、**

【**合理的期間の法理**】、【**事情判決の法理**】のいずれも、それ自体、**「違憲無効」の法理**である旨主張する。

5 上記の選挙人の【**主動的な主張**】が立たないとしても、選挙人は、他の主張とともに、**予備的に、**

①【『**合理的期間**』の末日が本件投票日(平25/7/21)に未徒過であったことを基礎づける事実の存在】の

**立証責任**は、国にある旨主張し、

②【**事情判決の法理**の適用のために必要な事由(即ち、

「**右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ない**など一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる**不都合、その他諸般の事情**」(昭和60年大法廷判決、強調引用者)の存在】の**立証責任**も、国にある旨主張する。

## 6 裁判では、両当事者のいずれかが、必ず「立証責任」を負う。

裁判官は、**法を事実**に適用して、**判決し、法の支配**を実現する。裁判では、**裁判官が、事実の存否につき心証を得られない場合が生じ得る**。その場合、**両当事者のうちのどちらかが、必ず、当該事実の存在につき、立証責任を負担する。**

勿論、**選挙無効裁判は、裁判の一つ**である。

よって、**両訴訟当事者(本件裁判では、国、選挙人)は、この立証責任の分配のルールから逃れることはできない。**

## これは、黄金律である。

## 7 「合理的期間の法理」

(1) 国は、本件選挙は、『合理的期間』の末日が本件投票日の時点で未徒過であるので、「合憲」である、と主張している。

国は、【合理的期間の末日が本件投票日に未徒過であることを基礎付ける事実の存在】の立証によつて、【**裁判上の法的利益を得る訴訟当事者**】であるので、当該事実の存在につき、**立証責任を負う。**

(2) 平成21年大法廷判決日(平21.9.30)～本件投票日(平25.7.21)迄の

3年9ヶ月強の期間内に、

## 空白の21ヶ月

(=①4ヶ月(09/9/30～10/2/17)+②6ヶ月(10/5/21～10/12/22)+③3ヶ月(11/8/26～11/12/7)+④3ヶ月(12/7/26～12/11/9)+⑤3ヶ月(12/11/9～13/3/5)+⑥2ヶ月(13/3/5～13/5/21))

が存在する。

(3) 国は、『この21ヶ月が空白でないこと』を何ら立証していない。

即ち、**国は、立証責任を果していない。**

(4) よって、【『合理的期間』の末日が、参院選投票日(平25/7/21)に徒過済か、否かの争点】は、

## 「勝負有り」である。

## 8 「事情判決の法理」

(1) **平25.3.25広島高判(浅津順子裁判長)**は、

「本件選挙を無効とする判決の結果、本件区割規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる**不都合、その他諸般の事情**(略)

上記**不都合、その他諸般の事情**(なお、当裁判所は、平成25年2月6日の期日外釈明6項をもって、被告に対し、上記事情に関する事実関係とその評価をただしたけれども、**被告は、昭和51年判決及び昭和60年判決を引用することどまり、具体的な事実関係等の主張をしていない。**)を総合勘案しても、上記の一般的な法の基本原則を適用し、**事情判決**をするのは相当ではない。」(強調引用者)

と判示する。

即ち、同判決は、『**国が、当該事情判決を言渡すために必要な事実**

# 意見広告

(シリーズ11)

朝日新聞意見広告シリーズ(2013) [朝刊掲載日]

1	4/20又は21	2	5/3	3	5/18又は19
4	6/23	5	7/11又は12	6,7	7/15
8	8/3	9-1~3	9/7	10	10/11

関係の主張・立証責任を負担すること』を明らかにしている。

## (2) 「事情判決の法理」

A 選挙人らは、平成25年参院選の全47選挙区選挙について、**提訴**している。

B よって、本件選挙無効裁判の**上告審**では、**裁判の対象となっている複数の選挙区選挙のみ「違憲無効」になり、裁判の対象でない他の選挙区選挙は有効、という不都合は生じない。**

C 国は、事情判決の言渡しに必要な【上記の「**上記不都合、その他諸般の事情**」を基礎づける**具体的な事実関係**】の存在について、**何ら立証していない。**

即ち、**国は立証責任を果していない。**

D よって、【**事情判決か、選挙無効判決かの争点**】も、

## 「勝負有り」である。

# III 立証責任

**違憲状態国会議員の【言い逃れの選挙区割修正立法】への逃げ道を塞ぐために、裁判所は、『【投票価値の平等(=人口比例選挙)からの乖離の合理性を基礎付ける事実の立証責任】が、国に有ること』を判決文中に明記するよう、求められる。**



<http://www.ippyo.org/>

お問い合わせ | ippyo@ippy.org Fax.03-3780-3221 | 連絡先 | 〒150-0031東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票

検索

一人一票 一人一票

一人一票実現国民会議